

## 東京相和銀行の営業譲渡契約書の概要

### 1. 基本的性格等

#### (1) 経緯[前文]

平成13年1月25日、株式会社東京相和銀行(以下「乙」という)は、デラウェア州法人であるローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス)、エル・ピー(Lone Star Fund III, (U. S. ), L. P.)及びバミューダ法人であるローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ)、エル・ピー(Lone Star Fund III, (Bermuda), L. P.)(以下総称して「甲」という)からの営業譲受の申し込みを受け、甲との間で営業譲渡契約を締結した。

#### (2) 目的[第2条]

甲は、本契約譲渡が、金融再生法に基づくものであることを理解し、譲受会社において、同法の趣旨に則り、資産内容の健全化を図り、善意かつ健全な借手との取引を堅持し、金融仲介機能の維持に努め、中長期的に業務の運営を図るものとする。

#### (3) 新銀行[第5条]

- ①甲は、譲受会社を設立のうえ、金融庁に対し銀行業の免許を申請させる。
- ②甲は新銀行に対して、400億円以上の出資をする。
- ③甲は、乙が要請する場合には、本契約締結と同時に、甲の増資資金払込能力を証明する書類(甲の財務書類、銀行預金残高証明書または銀行保証状等)を乙に交付する。

#### (4) 営業譲渡の前提条件[第12条]

- ①甲は、乙が本契約書上の義務を履行し遵守すること、営業譲渡を妨げる等の訴訟が生じていないこと、営業譲渡日前日までに預金保険機構より資金援助申請が承認され、資金援助契約が締結されていること、等を前提に営業を譲受ける。
- ②乙は、甲が本契約書上の義務を履行し遵守すること、営業譲渡を妨げる等の訴訟が生じていないこと、等を前提に営業を譲渡する。

(5) 乙は、本契約に定める他、瑕疵担保責任及び営業譲渡日以降判明する一切の損失補填責任を負わない。[第14条]

(6) 営業譲渡契約の解除[第13条]

① 相手方の義務違反[1項1号、2項1号]

② 重要な表明・保証違反[1項2号、2項2号]

——乙の当事者能力、承継資産に関わる重要な表明・保証違反に対し、甲による通知後 30 日間治癒されなかった場合

——甲の当事者能力に関わる重要な表明・保証違反に対し、乙による通知後 30 日間治癒されなかった場合

③ 営業譲渡の認可が受けられない場合[1項3号、2項3号]

④ 不可抗力の場合[1項4号、2項4号]

⑤ 6月11日までに営業譲渡が実行できない場合[4項、当然解除事由]

## 2. 承継資産、引受債務、従業員

(1) 譲渡対象営業は、営業譲渡日午前0時現在の下記承継資産及び引受債務並びにこれに付随する一切の権利義務とする。[第3条1項]

① 承継する与信資産(必須承継与信資産 774,459 百万円及び選択承継与信資産 311,861 百万円(平成12年9月30日現在))及び与信以外の承継する資産、のれん。

② 預金負債(1,006,049 百万円(平成12年9月30日現在))、その他の負債。

③ 付随業務その他。

(2) 譲渡価格[第3条2項]

① 承継する与信資産の譲渡価格は、必須承継与信資産 590,902 百万円及び選択承継与信資産 58,849 百万円(平成12年9月30日現在)

② 動産、不動産、有価証券その他の資産の譲渡価格は、71,240 百万円(平成12年9月30日現在)

③ のれん代 100 百万円

(3) 従業員[第4条]

甲は譲受会社をして、乙の従業員の一部を、営業譲渡日をもって新たに雇用させる。(正行員 1,085 名以上、嘱託・パート職員 315 名以上)

(4) 承継与信資産に関する後発事象の調整[第7条]

- ①譲渡価格の調整は法的整理等の一定の場合に限定
- ②甲及び乙は、営業譲渡日を基準とした調整完了後は、一切の調整を行わない。

### 3. 表明と保証[第9条]

甲と乙は互いに表明及び保証を行う。

(例) 乙は、本営業譲渡に係る権限、法令の遵守、財務諸表の正確性、納税義務の履行、環境、保健及び安全に関する基準に違反がないこと、等を表明し保証。

甲は、本営業譲渡に係る権限、法令の遵守、等を表明し保証する。

## 営業譲渡契約

ローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス), エル・ピー  
(Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.)

ローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ), エル・ピー  
(Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.)

及び

株式会社東京相和銀行

平成13年1月25日

## 目 次

	頁
第1条 (定 義) .....	2
第2条 (目 的) .....	3
第3条 (譲渡される営業) .....	3
第4条 (従 業 員) .....	4
第5条 (新銀行の設立及び増資) .....	5
第6条 (資金援助) .....	5
第7条 (後発事象の調整) .....	5
第8条 (本営業譲渡の実行) .....	6
第9条 (表明と保証) .....	6
第10条 (甲の義務) .....	7
第11条 (乙の義務) .....	8
第12条 (営業譲渡の前提条件) .....	9
第13条 (解除条項) .....	10
第14条 (免責及び補償) .....	11
第15条 (関連会社の処理) .....	11
第16条 (費用及び作業負担) .....	12
第17条 (規定外事項の協議及び裁判管轄) .....	12
第18条 (準 拠 法) .....	12
第19条 (雑 則) .....	12

別紙書類	16
別紙 1(6) 承継店舗	17
別紙 3-1 乙において存続する債務	20
別紙 3-2 その他の資産の算定方法	21
別紙 5-1 譲受会社の締結する営業譲渡契約	23
別紙 6-2 資金援助の対象とならない費用	25
別紙 8-2(1) 本営業譲渡の実行において甲が乙に交付する資料	26
別紙 8-2(2) 本営業譲渡の実行において乙が譲受会社に交付する資料	27
別紙 9-1 甲の表明と保証	28
別紙 9-2 乙の表明と保証	30
別紙 10-1 譲受会社における役員	38
別紙 10-2 甲の取得する許認可等	39
別紙 10-3 本契約に基づく取引を実行するために必要な甲の行為	43
別紙 10-4 乙の業務遂行に関して甲が協力して行う業務	45
別紙 11-2 通常の業務の範囲を超えて、承継店舗に関し、乙がなしうる行為	46
別紙 11-4 譲渡対象営業に関する乙の行為	47
別紙 16-1 費用負担	48
別紙 16-2 公租公課の分担	50

平成 13 年 1 月 25 日

## 営業譲渡契約

デラウェア州法上のリミテッド・パートナーシップであるローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス), エル・ピー (Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.) 及びバミューダ法上のリミテッド・パートナーシップであるローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ), エル・ピー (Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.) (以下総称して「甲」という)、並びに金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」という)に基づいて金融整理管財人による管理下にある日本の銀行である株式会社東京相和銀行(以下「乙」という)は、以下の通り営業譲渡契約(以下「本契約」という)を締結する。

乙は、銀行業を営む株式会社であるが、1999 年 6 月 12 日、金融再生法第 8 条 1 項に基づき金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が下され、同法第 11 条に基づき鈴木誠、和食克雄及び預金保険機構が乙の金融整理管財人(以下あわせて「金融整理管財人」という)に選任され、同法第 14 条に基づき金融整理管財人に対して、乙の業務及び財産の管理に関する計画の作成が命ぜられた。

金融整理管財人は、1999 年 6 月 12 日以降、乙の代表権、業務執行権及び財産の管理・処分権を専有し、業務及び財産の管理に関する計画を作成し、1999 年 9 月 3 日付で金融再生委員会より業務財産管理計画につき承認を受けている。

乙は、1999 年 6 月 11 日、金融監督庁(当時。現金融庁)長官より、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を受けている。

甲は、2001 年 1 月 9 日から 1 月 15 日までに、乙が開示した資産・負債及び主要な関連会社に関する情報を元に、自らの基準において承継与信資産の引当率を計算し、設立する銀行の資本金、乙より譲り受ける店舗及び乙の従業員のうち営業譲渡に際して雇用する従業員の最低限の数を明示して、営業譲受の申込みをなした。

従って、甲及び乙は、乙の営業の譲渡に関する当事者の最終的な合意を規定するために、次の通り合意する。

## 第1条 (定 義)

本契約及びこれに関連して甲乙間で行われる各種合意(以下あわせて「営業譲渡契約書等」という)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本営業譲渡 本契約に基づく譲渡対象営業の譲受会社への譲渡をいう。
- (2) 譲渡対象営業 本契約第3条に規定する、乙から譲受会社へ譲渡される営業のすべてをいう。
- (3) 承継資産 本契約によって乙から譲受会社に承継される資産で、本契約第3条1項1号に定めるものすべてをいう。
- (4) 引受債務 本契約によって乙から譲受会社に引継がれる負債で、本契約第3条1項2号に定めるものすべてをいう。
- (5) 承継与信資産 承継資産のうち、乙から譲受会社に譲渡される別添「承継与信資産 CD-ROM」記載の乙の与信資産(与信枠を含む)の元本、利息及び遅延損害金並びに当該資産に関して債務者が負担すべき一切の費用をいう。
- (6) 承継店舗 承継資産のうち、乙から譲受会社に承継される別紙1(6)記載の本店、支店、出張所(店舗外 ATM を含む)、及びそれらにかかわる駐車場をいう。
- (7) デューデリジェンス 乙の営業譲渡の準備のため、2000年11月30日以後本契約締結日までの間に、甲により行われた一連の、乙の営業内容の精査及び検討をいう。
- (8) 評価基準日 2000年9月30日をいう。同日現在の乙の承継与信資産の内容がデューデリジェンスの対象となったことによる。
- (9) 資金援助計算基準日 預金保険法第59条に基づく資金援助の申込みを行うにあたっての計算基準日で、2000年9月30日をいう。
- (10) 譲渡基準日 譲受会社が承継する個別資産を最終的に甲が確定する日で、2001年1月25日をいう。
- (11) 営業譲渡日 乙から譲受会社に対する営業譲渡が効力を発生する日で、2001年6月11日をいう。
- (12) 調整期間 評価基準日の翌日から営業譲渡日の前日までの期間をいう。
- (13) RCC 株式会社整理回収機構をいう。



- (14)RCC 与信 乙の与信資産で、RCC が買い取るものをいう。
- (15)譲受会社 甲が本営業譲渡を受けるために設立する日本法上の株式会社をいう。

## 第2条 (目 的)

1. 本契約に定める各条項に従い、乙は、営業譲渡日をもって、譲渡対象営業を譲受会社に譲渡し、甲は、譲受会社を設立し、これに銀行業の免許を取得させた上で営業譲渡日をもって譲渡対象営業を譲受けさせる。
2. 甲は、本営業譲渡が、金融再生法に基づくものであることを理解し、譲受会社において、同法の趣旨に則り、資産内容の健全化を図り、善意かつ健全な借手との取引を堅持し、金融仲介機能の維持に努め、中長期的に業務の運営を図るものとする。
3. 甲は、関係当局の指示または指導を踏まえ、本契約に基づく義務を自ら履行し、且つ譲受会社をして履行させるべく、最善の努力をしなければならない。

## 第3条 (譲渡される営業)

1. 本契約において、譲渡対象営業は、営業譲渡日午前0時現在の本項の承継資産(のれんを含む)、引受債務、及び本項3号の業務・争訟、並びにこれらに付随する一切の権利義務からなる。

### (1) 承継資産

#### ① 承継与信資産

デューデリジェンスにおいて承継が必須とされた承継与信資産(以下「必須承継与信資産」という)の資金援助計算基準日現在の残高合計は774,459,447,868円で、デューデリジェンスにおいて承継を任意と指定した承継与信資産(以下「選択承継与信資産」という)の資金援助計算基準日現在の残高合計は、311,861,815,335円である(金額についてはいずれも与信枠に相当する額を除く)。

#### ② 承継与信資産に関する担保権及び保証に関する権利

#### ③ 承継店舗及び承継店舗に関する設備、備品、定着物及び一切の権利・義務

#### ④ 両当事者が合意した上記①、②及び③以外の動産、不動産、有価証券その他の資産

#### ⑤ のれん

### (2) 引受債務

- ① 預金負債(雑益処理済の休眠預金を含み、譲渡性預金を除く)のすべて資金援助計算基準日現在の預金残高合計は1,006,049百万円(雑益処理済の休眠預金を除く)である。

- ② 別紙 3-1 記載の負債及び本契約第 4 条 2 項に規定する義務に基づく負債を除く、一切のその他の債務(譲渡性預金に対応する債務を含む)。
- (3) その他
- ① 銀行法第 10 条 1 項、2 項、第 11 条及び第 12 条記載の業務のうち、乙が営業譲渡日現在行っている業務のすべて。
- ② 乙の清算法人に引き続き存続する資産・負債または RCC に承継される資産に起因する争訟を除く争訟のすべて。
2. 承継資産の譲受価格またはその算定方法は、本契約第 7 条に定める場合を除き、本項に定める方法による。
- (1) 承継与信資産のすべて(承継与信資産に関する担保権及び保証に関する権利を含む)
- 別添「承継与信資産 CD-ROM」記載の方法により算定した額とする。かかる方法により算出した必須承継与信資産の資金援助計算基準日現在の譲受価格合計は、590,902,955,582 円であり、選択承継与信資産の資金援助計算基準日現在の譲受価格合計は、58,849,275,768 円である(金額については、いずれも与信枠に相当する額を除く)。
- (2) 動産、不動産、有価証券その他の資産
- 資金援助計算基準日現在の譲受価格(乙が所有していないリースに係る資産に関する譲受価格を除く)合計は、71,240,534,601 円であり、算定方法は別紙 3-2 の通りである。
- (3) のれん代
- 100 百万円とする。
3. 譲受会社は、本条 1 項に規定する譲渡対象営業以外の権利義務を承継する義務を負わない。

#### 第 4 条 (従業員)

1. 譲受会社は、乙と乙の従業員との雇用関係を承継しない。
2. 甲及び譲受会社は、乙の従業員(譲受会社において新たに雇用される従業員を含む)に対する義務で、乙の雇用関係に基づきまたはこれに関連して既に生じたまたは今後生じる義務(退職金、退職年金、福利厚生制度上の義務、乙の就業規則上の義務、労働協約、その他の雇用関係、労使関係、労働関係上の一切の義務を含む)を一切承継しない。
3. 甲は、譲受会社(または甲の指定する会社。かかる会社において乙の従業員を新たに雇用する場合、当該会社には、当該従業員につき本条、本契約第 10 条 1 項 7 号及び本契約第 11 条 1 項 6 号が適用される)をして、営業譲渡日の前日における乙の従業員の一部を、営業譲渡日をもって新たに雇用させる。新たに雇用される乙の従業員の数人は、正行員 1,085 名以上、嘱託・パート職員 315 名以上とす

る。

4. 甲は、遅くとも営業譲渡日の2ヶ月前までに、譲受会社が雇用を希望する乙の従業員に対し、営業譲渡日以降の雇用を、地位及び給与などに関する一般条件を示したうえで譲受会社に申し出させる。甲は、譲受会社が雇用を希望する乙の従業員に対し、譲受会社が当該従業員の乙における雇用条件をふまえ合理的な雇用条件を提示するよう努力させる。

#### 第5条 (新銀行の設立及び増資)

1. 甲は、本契約締結後7日以内に、資本金20億円以上の譲受会社を設立し、かつ、譲受会社をして、別紙5-1に添付する営業譲渡契約を乙との間で締結させる。甲は、譲受会社の設立後速やかに、譲受会社をして、金融庁に対し銀行業の免許を申請させる。甲は、営業譲渡日までに、譲受会社が、合計で400億円以上の資本金及び資本準備金を有するよう必要な出資を行う。
2. 甲は、乙が要請する場合には、本契約締結と同時に、甲の増資資金払込能力を証明する書類(甲の財務書類、銀行預金残高証明書または銀行保証状等)を乙に交付する。
3. 乙がデューデリジェンスに関連して甲(甲の代理人または補助者を含む)に対して開示または交付した資料は、譲受会社に対しても開示または交付されたものとみなす。

#### 第6条 (資金援助)

1. 甲は、預金保険法第61条に従った、本契約に基づく本営業譲渡に係る適格性の認定を受けた後速やかに、本契約及び預金保険法その他関係法令に基づき認められる範囲で、預金保険機構に対し、資金援助計算基準日を基準として、譲受会社に対し、預金保険法第59条に基づく資金援助を乙との連名で申込みせ、金融庁長官に対してその旨報告させる。乙は、かかる資金援助を譲受会社との連名で申込み、金融庁長官に対してその旨報告する。甲及び乙は、譲受会社が預金保険法第59条以下に定める資金援助を受けることに向け相互に協力する。
2. 前項に基づく資金援助の申込において、別紙6-2に規定する費用は、本契約第3条の譲受条件の評価額算定に際し加味しているため、その対象としない。

#### 第7条 (後発事象の調整)

1. 乙は、調整期間中に、承継与信資産につき本項に定めるいずれかの事情が発生または判明した場合に限り、甲または譲受会社の要請に基づき、当該承継与信資産に対する債権譲渡損失引当金額を調整し、または当該承継与信資産を承継与信資産から除外することができる。乙は、合理的な理由なくして甲または譲受会社の当該要請を拒否できない。

但し、譲渡基準日以降にこれらの事情が発生または判明した場合には、営業譲渡日を基準として、当該承継与信資産に対する債権譲渡損失引当金額の調整のみを行うことができる。

- (1) 乙が行った承継与信資産に関する契約(金銭消費貸借契約・支払承諾契約・保証契約・担保権設定契約)の不備その他担保評価に重大な影響を与える権利関係の存在で、当該契約に基づく与信資産の評価額に重大な影響を与える事実が判明した場合
  - (2) 当該承継与信資産の債務者または保証人から、債務(または保証債務)不存在確認訴訟など当該承継与信資産の評価額に影響を与える裁判上の申立がなされた場合
  - (3) 承継与信資産の債務者が、調整期間中に、破産・特別清算・民事再生・会社整理もしくは会社更生の申立を受けもしくは自ら申し立てた場合、解散した場合、または手形交換所により取引停止処分を受けた場合
2. 乙は、調整期間中に、当該承継与信資産に関連して新たに乙の現・旧役員または第三者に対する損害賠償請求または刑事告訴が可能と考えられる場合は、当該承継与信資産を譲渡基準日における乙の選択により、承継与信資産から除外することができる。

但し、譲渡基準日以降にこれらの事情が判明した場合には、乙は、営業譲渡日を基準として、当該承継与信資産に対する債権譲渡損失引当金額の調整のみを行うものとする。

3. 本条1項は、承継与信資産のうち、必須承継与信資産にのみ適用される。
4. 営業譲渡日を基準とした調整完了後は、一切の調整を行わない。

#### 第8条 (本営業譲渡の実行)

1. 乙から譲受会社への本営業譲渡の実行は、次項に規定される行為の完了を条件として、営業譲渡日の午前0時に行われたものとみなす。
2. 甲及び乙は、営業譲渡日の午前10時に、乙の本店において本項に定める行為を同時に行う。
  - (1) 甲は、別紙8-2(1)に規定する書類を乙に交付する。
  - (2) 乙は、別紙8-2(2)に規定する書類を譲受会社に交付する。
  - (3) 本営業譲渡のためにいずれかの当事者が合理的に要求するその他の行為を行う。
3. 甲及び譲受会社は、譲渡対象営業につき、営業譲渡日の前日までの危険を負担しない。但し、承継与信資産については、本契約第7条に定めるところによる。

#### 第9条 (表明と保証)

1. 甲は、乙に対し、別紙9-1のとおり表明し、保証する。

2. 乙は、譲受会社に対し、別紙 9-2 のとおり表明し、保証する。但し、選択承継与信資産には、別紙 9-2 第 2 条 1 項、2 項及び 3 項、並びに第 3 条 2 項のみを適用する。

#### 第 10 条 (甲の義務)

1. 甲は、本契約第 5 条 1 項及び 2 項に規定する義務、並びに本項に定める義務を負う。
  - (1) 甲は、預金保険法第 61 条に従い、本契約に基づく譲受会社における譲渡対象営業の譲受について、金融庁長官に対して、乙と連名で譲受会社に適格性の認定の申請を行わせる。
  - (2) 甲は、譲受会社の株主総会において、譲渡対象営業の譲受につき承認させる。
  - (3) 甲は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という)に基づく公正取引委員会に対する届出を譲受会社に行わせる。
  - (4) 甲は、譲渡対象営業の譲受につき、銀行法第 30 条 2 項に基づく金融庁長官の認可を譲受会社に申請させる。
  - (5) 甲は、譲受会社において本項 1 号に規定する適格性の認定を受けた後速やかに、本契約第 6 条に従い、譲受会社において、預金保険機構に対して、乙と連名で、資金援助の申込を為さしめるものとし、金融庁長官に対してその旨報告させる。
  - (6) 甲は、譲受会社の株主総会における譲渡対象営業の譲受に係る承認決議の日から 2 週間以内に、銀行法第 34 条 1 項に従って、債権者への公告及び知られている債権者への催告を譲受会社にさせる。
  - (7) 甲は、営業譲渡日より遅くとも 30 日前までに、本契約第 4 条 4 項に基づいて譲受会社が雇用の申出をし、採用が決定した、本契約第 4 条 3 項に規定する人数の乙の従業員(以下「再雇用従業員」という)の氏名を、譲受会社から乙に書面により通知させる。
  - (8) 甲は、本営業譲渡により譲受会社が元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲受けるときは、譲受会社に、乙とともに金融再生法第 73 条に従って公告させる。
  - (9) 甲は、本契約締結後すみやかに、商法 246 条の定めに従い、譲受会社において、東京地方裁判所に、譲渡対象営業を譲受けることについて検査役の選任を行うよう請求させる。
  - (10) 甲は、本契約第 5 条 1 項に基づく別紙 5-1 に添付する営業譲渡契約の締結日までに、別紙 10-1 のリストに掲げられている者を、譲受会社において、それぞれ譲受会社の代表取締役及びその他の取締役並びに監査役に選任させ、営業譲渡日までは、解任させない。

2. 甲は、関係官庁の指導に従って、譲受会社の単独の責任及び作業により、営業譲渡日以降ただちに営業活動を開始することができるよう、譲受会社に準備行為を行わせる。かかる準備行為には、譲渡対象営業を行うために必要かつ十分な別紙 10-2 記載の許認可等を取得するための最善の努力を行うことを含む。
3. 甲は、本契約で規定される取引の条件を充足し、かつ取引を有効ならしめるため、別紙 10-3 の通り、合理的な最善の努力を尽くし、譲受会社にもかかる努力を尽くさせる。
4. 甲は、本営業譲渡後、乙の業務の遂行(乙が解散し清算法人となった場合における、当該清算法人の清算業務の遂行を含む)のために譲受会社に協力させる。かかる協力的行為には、別紙 10-4 に規定する業務を行うことを含む。

## 第 11 条 (乙の義務)

1. 乙は、本項に定める義務を負う。
  - (1) 乙は、預金保険法第 61 条に従い、本契約に基づく譲渡対象営業の譲渡について、金融庁長官に対して、譲受会社と連名で適格性の認定の申請を行う。
  - (2) 乙は、譲渡対象営業の譲渡に関する株主総会に代えて、本営業譲渡に関して金融再生法 22 条に基づく裁判所による許可(以下「本件代替許可」という)を求める。
  - (3) 乙は、譲渡対象営業の譲渡につき、銀行法第 30 条 2 項に基づく金融庁長官の認可を申請する。
  - (4) 乙は、本契約第 6 条に従い、預金保険機構に対して、譲受会社と連名で、資金援助の申込を為すものとし、金融庁長官に対してその旨報告する。
  - (5) 乙は、本件代替許可を得た日から 2 週間以内に、銀行法第 34 条 1 項に従って、債権者への公告及び知れている債権者への催告をする。
  - (6) 乙は、営業譲渡日の前日までに、譲受会社から通知を受けた再雇用従業員に対し、支払期日が到来しているすべての賃金及び福利厚生給付を支払い、かつ営業譲渡日の前日の終了をもって雇用契約を終了させる旨の解雇の通知をする。乙は、甲または譲受会社が再雇用従業員から乙との雇用関係において生じた一切の請求権を甲及び譲受会社に対して請求しない旨の書面を受領しようとするときは、甲の作業に協力する。
  - (7) 乙は、本営業譲渡により元本の確定前に根抵当権をその担保すべき債権の全部とともに譲渡するときは、譲受会社とともに金融再生法第 73 条に従って公告する。
  - (8) 乙は、本契約締結後すみやかに、RCC 与信の各借主に対し、各 RCC 与信が RCC に譲渡されることを記載した書面により通知する。
2. 譲渡対象営業以外の財産の処分に関する行為及び別紙 11-2 に規定する行為を除き、別段の合意がない限り、乙は、営業譲渡日にいたるまで、承継店舗に関し、

通常の業務の範囲内においてのみ営業を行う。特に、乙は、営業譲渡日までの間、甲または譲受会社の事前の書面による同意(かかる承認は、合理的な理由なく留保されない)がなければ、本項に定める行為を行ってはならない。

- (1) 通常の業務の範囲内のものを除き、承継資産を、売却、賃貸、譲渡、抵当権の設定その他の方法で処分または重大な変更をすること、または、かかる処分または重大な変更のための契約を締結すること
  - (2) 通常の業務の範囲内の一般的修繕、補修または改装を除き、承継店舗を含む承継資産に重大な改変を加えたり、加えることに合意したりすること
  - (3) 承継店舗の移転、廃店を計画し、または実行すること
  - (4) ①承継資産に対する譲受会社または乙の権利を損なう行為、②譲受会社による承継与信資産の回収を妨げることとなる行為、③通常の業務の範囲内での回収委託に関するものを除き、承継与信資産に関して乙が有する重要な権利を放棄する行為、または、④譲受会社の業務や業務見通しに重大な悪影響を及ぼしうる行為、をなすこと
3. 乙は、本契約締結後、甲もしくは譲受会社またはそれらの指定する第三者が乙(本店、支店、出張所、倉庫等)に立ち入り、帳簿・書類等の調査、担当者への質問等の精査及び譲渡対象営業の譲受けの実行のために必要な作業を行うことを承認する。但し、かかる作業は、乙の通常の業務の遂行に支障を生じない時期及び方法によらなければならない。
4. 乙は、本契約で規定される取引の条件を充足し、かつ取引を有効ならしめるため、別紙 11-4 の通り、合理的な最善の努力を尽くす。

## 第 12 条 (営業譲渡の前提条件)

### 1. 譲受会社が本営業譲渡を受ける前提条件

甲が営業譲渡日に、譲受会社をして本営業譲渡を受けさせる前提条件は、本項に定める通りである。但し、甲は、自らの責に帰すべき事由により前提条件が成就していない場合、かかる不成就を援用することができない。

- (1) 乙が、営業譲渡日までの間、本契約第 11 条 1 項及び 2 項に定める約定のすべてを履行し、遵守したこと
- (2) 裁判所、準司法機関、行政機関、仲裁機関において、①本営業譲渡を妨げ、②本営業譲渡またはこれに付随する取引を無効とし、または ③譲受会社が承継資産の権利主体となること、もしくは乙が行っていた事業を継続する権利に重大な悪影響を与える、と合理的に考えられる訴訟または手続に係属していないこと
- (3) 本契約第 6 条に定める資金援助申請が申請内容と実質的に同等の条件で承認され、譲受会社と預金保険機構が営業譲渡日の前日までに同承認に基づく資金援助(金銭の贈与)に関する契約を締結し、営業譲渡日までに解除されてい

ないこと

- (4) 乙が本件代替許可を得たこと
- (5) 営業譲渡日時点で、本契約第 10 条 1 項 3 号に基づきなされた本営業譲渡についての独占禁止法に定める届出受理後の営業譲受禁止期間を経過するなど、同法上、本営業譲渡の実施に妨げとなる事情が存在しなくなること

2. 乙が本営業譲渡を行う前提条件

乙が、営業譲渡日に本営業譲渡を行う前提条件は、本項に定める通りである。但し、乙は、自らの責に帰すべき事由により前提条件が成就していない場合、かかる前提条件の不成就を援用することができない。

- (1) 甲が、営業譲渡日までの間、本契約第 4 条 3 項及び 4 項、第 5 条 1 項及び 2 項並びに第 10 条 1 項に定める約定のすべてを履行し、遵守したこと
- (2) 裁判所、準司法機関、行政機関、仲裁機関において、①本営業譲渡を妨げ、②本営業譲渡またはこれに付随する取引を無効とし、または ③譲受会社が承継資産の権利主体となること、もしくは乙が行っていた事業を継続する権利に重大な悪影響を与える、と合理的に考えられる訴訟または手続に係属していないこと
- (3) 本契約の条項及び条件を承認する譲受会社の株主総会における決議が営業譲渡日より前に適法になされること
- (4) 営業譲渡日時点で、本契約第 10 条 1 項 3 号に基づきなされた本営業譲渡についての独占禁止法に定める届出受理後の営業譲受禁止期間を経過するなど、同法上、本営業譲渡の実施に妨げとなる事情が存在しなくなること

第 13 条 (解除条項)

- 1. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合(但し、本項 1 号及び 3 号は甲の責めに帰すべき事由がある場合を除く)で、当該事由の発生し、かつ存続することにより、譲受会社が譲渡対象営業の譲受後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実でなくなる場合、営業譲渡日前に限り、本契約を解除することができる。
  - (1) 乙が本契約第 11 条 1 項に明らかに違反する場合
  - (2) 乙が本契約第 9 条 2 項に基づく表明・保証のうち、当事者能力又は承継資産に関わる重要な表明・保証に違反し、かかる違反を書面により乙に通知したにもかかわらず、通知後 30 日間治癒されることなく継続した場合。
  - (3) 甲及び譲受会社が本契約第 10 条 1 項に基づく義務を履行しているにもかかわらず、本営業譲渡につき、銀行法第 30 条 2 項に基づく認可を受けられないことが明らかとなった場合。
  - (4) 不可抗力により本営業譲渡が不可能になった場合。
- 2. 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合(但し、本項 1 号及び 3 号は乙の責め



に帰すべき事由がある場合を除く)で、当該事由の発生し、かつ存続することにより、譲受会社が譲渡対象営業の譲受後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実でなくなる場合、営業譲渡日前に限り、本契約を解除することができる。

- (1) 甲が本契約第4条3項及び4項並びに第5条1項及び2項、第10条1項に明らかに違反する場合
- (2) 甲が本契約第9条1項に基づく表明・保証のうち、当事者能力に関わる重要な表明・保証に違反し、かかる違反を書面により甲に通知したにもかかわらず、通知後30日間治癒されることなく継続した場合。
- (3) 乙が本契約第11条1項に基づく義務を履行しているにもかかわらず、本営業譲渡につき、銀行法第30条2項に基づく認可を受けられないことが確定した場合。
- (4) 不可抗力により本営業譲渡が不可能になった場合。

3. 本条1項3号(但し、乙の責めに帰すべき事由がある場合を除く)もしくは4号のいずれかの事実が発生し、または当該事実の発生により本契約を解除した場合、甲及び譲受会社は乙に対して損害賠償その他の金銭的請求権を有しない。本条2項3号(但し、甲の責めに帰すべき事由がある場合を除く)もしくは4号記載のいずれかの事実が発生し、または当該事実の発生により本契約を解除した場合、乙は甲及び譲受会社に対して損害賠償その他の金銭的請求権を有しない。
4. 営業譲渡日までに本営業譲渡が実行されない場合、営業譲渡契約書等は終了する。かかる営業譲渡契約書等が終了する場合においても、終了につき責めに帰すべき当事者は、損害賠償の責めを負うことを免れない。

#### 第14条 (免責及び補償)

1. 乙は、本項に規定する事項に関連するすべての損失、責任及び請求から甲及び譲受会社を免責する。
  - (1) 本営業譲渡により譲受会社に承継されない乙の負債
  - (2) RCC与信の買取
2. 乙は、本営業譲渡に関して、本契約に定める他、一切の瑕疵担保責任及び営業譲渡日以降判明する一切の損失の補填の責任を負わない。

#### 第15条 (関連会社の処理)

株式会社東相総合リース、株式会社東京ミリオンカード、相和ビジネス株式会社、株式会社東総、株式会社東相銀ファイナンス及び株式会社東相銀ジェーシービーカードの取扱いについては甲乙間で別途合意する。

#### 第 16 条 (費用及び作業負担)

1. 甲及び乙は、本契約に定める事項を実施するために要する費用を別紙 16-1 の通り負担する。但し、デューデリジェンス、本契約第 11 条 3 項に基づく営業譲受のための調査及び作業、及び本契約第 6 条に基づく資金援助のために要する、または要した費用及び作業負担は、すべて甲または譲受会社の負担とする。
2. 甲(譲受会社の分担を含む)と乙との間の公租公課の分担については、別紙 16-2 の通りとする。

#### 第 17 条 (規定外事項の協議及び裁判管轄)

1. 甲及び乙は、営業譲渡契約書等の内容について変更の必要が生じた場合、または営業譲渡契約書等に定めのない事項もしくは営業譲渡契約書等の解釈に関して疑義が生じた場合、デューデリジェンスにおいて乙から甲または譲受会社に交付された資料及び営業譲渡契約書等の趣旨、並びに信義誠実の原則に従い、協議のうえ決定する。
2. 前項の協議により解決できない営業譲渡契約書等に関する紛争については、東京地方裁判所のみを第一審の合意管轄裁判所とする。

#### 第 18 条 (準 拠 法)

営業譲渡契約書等は、日本国法に準拠し日本国法に従い解釈される。

#### 第 19 条 (雑 則)

##### 1. 拘束力及び譲渡

営業譲渡契約書等は、当事者、その承継人及び承認された譲受人のために拘束力を有し、有効である。当事者は、他方当事者の事前の書面による合意がある場合に限り、本契約上の地位またはここに定める権利、利益もしくは義務を譲渡することができる。かかる譲渡がなされた場合も、譲渡した当事者は、営業譲渡契約書等に定めるすべての義務の履行に引き続き責任を負う。

##### 2. 通 知

営業譲渡契約書等に基づくすべての通知、要求、請求及びその他の通信は、書面により行われる。かかる通知、要求、請求及びその他の通信は、それが、配達証明付の書留郵便または内容証明郵便で、正規の郵便料金を支払ったうえ、本項に定める受取人宛に送付された場合、発送から 2 営業日後に正しく受領されたものとみなす。

甲宛： ローン・スター・ファンド・スリー(ユー・エス), エル・ピー  
(Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.)  
ローン・スター・ファンド・スリー(バミューダ), エル・ピー  
(Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.)  
東京都港区虎ノ門 5-1-5 虎ノ門 45 森ビル 5 階  
ローン・スター・ジャパン・アクイジションズ・エルエルシー 気付  
乙宛： 株式会社東京相和銀行  
東京都港区赤坂一丁目 6 番 16 号  
金融整理管財人

いずれの当事者も、上記以外の方法を使って上記の受取人の住所に通知、要求、請求またはその他の通信を送付できるが(ファックスまたは電子メールを含む)、かかる通知、要求、請求またはその他の通信は、それが受取人に実際に受け取られない限り、正式に受領されたことにならない。いずれの当事者も、本条に定める方法で他方当事者に通知することにより、通知、要求、請求及びその他の通信が送付される住所を変更することができる。

3. 可分性

営業譲渡契約書等のいずれかの条項が一定の状況下で無効または履行強制が不能となったとしても、その他の条項の有効性または履行強制可能性に影響を及ぼさず、また、当該条項のその他の状況下における有効性または履行強制可能性についても影響を及ぼさない。

4. 別紙及び添付書類

営業譲渡契約書等に添付された別紙その他の添付書類は、営業譲渡契約書等の一部であり、かつこれらと一体のものとして取扱われるものとする。

5. 契約の修正、契約上の権利の放棄

営業譲渡契約書等の修正は、双方当事者が署名した書面によらない限り、有効でない。一方当事者が、相手方の不履行、不実表示、保証または合意違反についての権利を放棄しても、その放棄が故意であったか否かを問わず、放棄の対象となった以外のいかなる不履行、不実表示、保証または合意違反についても影響を及ぼさない。

6. 公表

甲(譲受会社も含む)及び乙は、本契約の締結及び本営業譲渡に関する公表及び記者発表にあたり、本契約の趣旨を尊重して事前に相手方と協議の上これを行うものとする。

7. 秘密保持

甲及び乙は、営業譲渡契約書等の検討、締結及び履行に関して相手方から開示を得た秘密情報(公知情報、第三者から正当に取得した情報、相手方から開示さ

れる以前から有していた情報を除く)を秘密として保持し、日本国において銀行または銀行員が通常課せられると同程度の守秘義務を負う。本契約が解除された場合、甲及び乙は、相手方から開示を得た秘密情報を返還し、または廃棄したうえ、なおこれに関して秘密保持義務を負う。本項の規定にかかわらず、甲または乙は、前項の公表または記者発表その他本営業譲渡に関し誤った情報や不確かな情報があることに気がついたときは、情報の正確性を図るよう他方に通知し、通知を受けた相手方も誠実に協力してこれに対応するものとする。甲は本項に基づく秘密保持義務を譲受会社に履行させる。

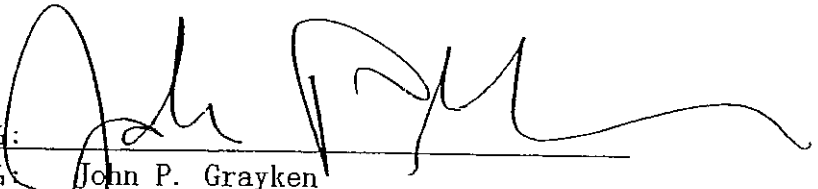
以上の合意を証するために本書面を作成し、冒頭の日付において、甲乙が署名、または記名のうえ捺印し、各一通を保有する。

甲： Lone Star Fund III, (U.S.), L.P.

署名: 

記名: John P. Grayken  
Lone Star Fund III, (U.S.), L.P. の General Partner である  
Lone Star Partners III, L.P. の General Partner である  
Lone Star Management Co. III, Ltd. の President

甲： Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P.

署名: 

記名: John P. Grayken  
Lone Star Fund III, (Bermuda), L.P. の General Partner である  
Lone Star Partners III, L.P. の General Partner である  
Lone Star Management Co. III, Ltd. の President

乙： 株式会社東京相和銀行

金融整理管財人 鈴木 誠



金融整理管財人 和食 克雄



金融整理管財人 預金保険機構  
理事長 松田 昇

